

令和6年度研究開発委託契約書（ひな形）

支出負担行為担当官 総務省大臣官房会計課企画官 ○○○○（以下「甲」という。）は、○○○○（以下「乙」という。）と、次のとおり研究開発委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 甲は、○○○（以下「本研究開発」という。）に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、本契約及び実施計画書（第4条に規定する実施計画書をいう。以下同じ。）に基づき信義に従い誠実に委託業務を履行することを受託する。乙は、本契約及び第4条に規定する実施計画書に定める事項のほか、関係法令諸規則を遵守し、委託業務を実施しなければならない。

（委託額）

第2条 甲は、乙に対し、金**、***、***円（消費税額及び地方消費税額を含む。以下「委託額」という。）の範囲内において、本契約に従い委託業務の実施に要する経費を負担するものとする。

（委託期間）

第3条 令和*年*月*日から令和*年*月*日までを委託期間とし、乙は、委託期間内に委託業務を完了しなければならない。

（実施計画書）

第4条 委託業務の目的、年次目標、実施体制、実施内容、実施場所、実施期間、実施に要する経費の支出区分及び情報の管理体制は、別添の実施計画書に定めるとおりとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、本契約において、乙に対し、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項本文の規定による契約保証金の納付を、同項ただし書及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により、全額免除する。

第2章 委託業務の実施

（委託業務の実施）

第6条 委託業務の内容は、実施計画書に定めるとおりとする。

2 乙は、実施計画書に従い、信義誠実の原則に則り、善良なる管理者の注意をもって委託業務（実施計画書に定められた事項に付帯する一切の業務を含む。）を実施しなければならない。実施計画書に変更があった場合は、変更後の実施計画書に従い委託業務を実施しなければならない。

3 乙は、委託業務の実施中、事故その他委託業務の実施を妨げる重大な事由が発生した場合は、直ちにその旨を甲に通知し、被害拡大防止のため必要な措置を講ずるとともに、事故原因、委託業務への影響等をかかえる事由が発生した日の翌日から起算して7日以内に甲に報告しなければならない。

（再委託）

第7条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（権利義務の譲渡）

第8条 乙は、第三者に対し、本契約により生じる権利を譲渡し、又は義務を承継させようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場

合にあっては、この限りでない。

- 2 乙が全ての委託業務を完了する前に、乙が前項ただし書に基づき債権を譲渡し、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条に規定する通知を行い、若しくは乙若しくは乙から債権を譲り受けた者（以下「丙」という。）が動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知を行い、又は、乙若しくは丙が民法第467条若しくは債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合は、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保するものとする。
 - 一 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利を留保すること。
 - 二 丙は、譲渡対象債権の前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
 - 三 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と丙の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 乙が、第1項ただし書に基づき第三者に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに発生するものとする。

（委託業務の管理）

- 第9条 甲は、委託業務の実施状況等を把握するために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。
- 一 委託業務の実施状況や実施方法、研究成果等について、乙に期限を定めて調査させ、報告させること。
 - 二 総務省職員その他甲の指定する者を乙の工場、研究施設その他の事業所等へ派遣し、委託業務の実施に立ち会わせること。
- 2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、委託業務の実施に必要な指示を乙に対して行うことができるものとする。ただし、甲の行う指示が実施計画書の変更に係る場合は、第13条又は第14条に規定するところによるものとする。
 - 3 前二項の規定は、委託期間の属する年度の終了日の翌日から起算して5年間は、なおその効力を有するものとする。

（委託業務の実施に要する経費の支出）

- 第10条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書に定める経費の支出区分に従い支出しなければならない（ただし、第14条第1項第2号に該当する場合を除く。）。実施計画書に変更があった場合は、変更後の実施計画書に定める経費の支出区分に従い支出しなければならない。
- 2 経費の支出区分は、次に掲げるⅠからⅤまでの項目のとおりとし、区分の方法のほか経理処理については甲が別に定める経理処理解説に従うものとする（ただし、Ⅴの「間接経費」は、ⅠからⅣまでの合計額に、経理処理解説に基づき算出した間接経費率を乗じた額以内の金額でなければならない。）。
 - Ⅰ 物品費
 - Ⅱ 人件費・謝金
 - Ⅲ 旅費
 - Ⅳ その他
 - Ⅴ 間接経費

（証憑書類の整備）

- 第11条 乙は、委託業務の実施に当たり、委託業務の実施に係る経費の支出状況を明らかにした帳簿類及び証憑類（以下「証憑書類」という。）を整備しなければならない。
- 2 前項に規定する証憑書類の整備方法は、甲が別に定めるところに従うものとする。
 - 3 乙は、第1項の証憑書類を、委託期間の属する年度の終了日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。
 - 4 乙は、乙の責に帰すべき事由により前項に掲げる保存期間内に証憑書類を消失したときは、当該証憑書類に係る経費について、正当な根拠を示して委託業務の実施に係る経費である旨を甲に証明しなければならない。また、乙から甲に対して提出した証憑書類が委託業務

の実施に係る経費の正当な根拠と認められない場合、別途正当な根拠を示して委託業務の実施に係る経費である旨を甲に証明しなければならない。

(研究評価の実施)

- 第12条 甲は、実施計画書に定める本研究開発の実施状況等について、委託期間中に研究評価を行うことができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。
- 2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙と協議し、本契約の内容の変更を行うことができるものとする。
- 3 甲は、委託期間の終了後に、同期間内に実施した本研究開発の内容、事業化の計画等について、研究評価を行うほか、本研究開発の副次的成果、波及効果等について調査（以下「追跡調査」という。）を行うことができるものとし、乙はこれに協力しなければならない（実施計画書に委託期間終了後の協力等の内容が記載されている場合は、当該協力等の実施を含む。）。

第3章 変更手続

(変更契約の締結)

- 第13条 甲又は乙は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更することができるものとする。
- 一 委託期間の途中において、委託額、委託期間又は実施計画書に定められた委託業務の目的の変更を行う必要が生じたとき。
- 二 著しい経済情勢の変動、天災地変等により本契約に定める条件での契約の全部又は一部の履行が困難となったとき。
- 三 甲の予算又は方針の変更等により本契約に定める条件で契約の全部又は一部の履行が困難となったとき。
- 2 前項の規定による本契約の内容の変更を行う場合、甲又は乙は、相手方の承諾を得た上で相手方と変更契約書を取り交わし、変更契約を締結するものとする。本契約の内容の変更に伴い、実施計画書の記載内容に変更が生じる場合は、乙は、次条に従い甲の承認を得た上で新たな実施計画書を甲に提出するものとする。

(実施計画書の変更)

- 第14条 乙は、実施計画書に記載された事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲が別に定める様式による実施計画変更承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 一 次条の規定により届出を行う場合で、甲が適当と認めるとき
- 二 実施計画書に定める経費の支出区分の項目間の流用であり、次の全ての条件を満たすとき
- イ I 物品費、II 人件費・謝金、III 旅費、IV その他のいずれかの項目間の流用であること
- ロ 流用額が、I、II、III及びIVの合計額の50%を超えないこと
- 三 前二号に掲げるもののほか、委託業務の実施に支障を来さない軽微な変更であると甲が認めるとき
- 2 甲は、前項の規定により乙から実施計画書の変更申請があった場合は、その内容を審査し、適切と判断したときは変更申請を承認する。
- 3 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付すことができる。
- 4 甲が、第2項の規定により実施計画の変更申請を承認した場合及び第1項ただし書の場合には、前条の規定により変更契約を締結するときを除き、甲の承認又は第1項ただし書に該当した時点をもって変更後の実施計画書に定める内容において変更契約が締結されたものとみなす。

(実施体制の変更)

- 第15条 乙は、乙に属する者で実施計画書に研究分担者として記載され、本研究開発を主体的に行う者（以下「研究分担者」という。）について、次の各号に掲げる変更を行うときは、甲が別に定める様式による研究分担者異動届出書をあらかじめ甲に届けなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができないときは、研究分担者の変更後速やかに研究分担者異動届出書を届けることで足りる。
- 一 研究分担者を追加するとき。

- 二 研究分担者を削除するとき。
 - 三 研究分担者を交代させるとき（ただし、本研究開発を統括する立場にある研究分担者（研究責任者）は除く）。
- 2 乙は、本研究開発の実施上必要な知識、情報、意見等の交換、検討のため有識者による委員会を設置する場合には、甲が別に定める様式による委員会設置届出書をあらかじめ甲に届け出なければならない（実施計画書に委員会の設置が定められている場合は除く。）。また、委員会に参画する有識者（以下「委員会委員」という。）について、次の各号に掲げる変更を行うときは、甲が別に定める様式による委員会委員異動届出書をあらかじめ甲に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができないときは、委員会委員の変更後速やかに委員会委員異動届出書を届けることで足りる。
- 一 委員会委員を追加するとき。
 - 二 委員会委員を削除するとき。
 - 三 委員会委員を交代させるとき。

（契約者の変更の報告）

- 第16条 乙は、その名称、代表者又は住所を変更したときは、甲が別に定める様式による契約者等異動報告書により速やかに甲に報告しなければならない。
- 2 前項の規定は、委託期間の属する年度の終了日の翌日から起算して5年間は、なおその効力を有するものとする。

第4章 支払に関する手続

（概算払）

- 第17条 乙は、委託業務が完了する前に支払を受けなければ委託業務の実施に支障を来す場合は、甲が別に定める様式による概算払請求書により、必要最小限度の範囲で委託業務の実施に要する経費の全部又は一部の支払（以下「概算払」という。）を請求することができるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による概算払の請求について、その事由及び金額が正当なものであると認め、概算払に係る財務大臣との協議が整った場合は、乙に対して経費の全部又は一部を概算払することができる。
- 3 甲は、適法な概算払請求書を受領した日から起算して30日以内にこれを乙に支払う。ただし、概算払請求書は、会計法第29条の8に定める契約書の記名押印がなされ、かつ、前項の規定による協議が整うまでは、適法な概算払請求書とみなされないものとする。
- 4 甲が、第2項の規定により委託額の全部を概算払した場合は、乙は、委託業務が完了した日（本契約の全部が解除された場合はその解除の日。以下「委託業務完了日」という。）に、甲が別に定める様式による業務完了届を甲に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

- 第18条 乙は、次の各号に掲げる期日までに、甲が別に定める様式による実績報告書に第11条第1項に規定する証憑書類の原本又はその写しを添付して、甲に提出しなければならない。ただし、甲が提出を不要とした証憑書類はこの限りではない。
- 一 前条の規定により、甲が乙に対して委託額の全部を概算払した場合は、委託業務完了日の翌日から起算して61日後
 - 二 前号に該当しない場合は、委託業務完了日の翌日から起算して10日後又は委託期間終了日のうちいずれか早い日
- 2 第43条第1項、第44条第1項又は第45条第1項の規定により本契約の一部が解除された場合は、甲は、乙に対し、前項の規定による実績報告書の提出とは別に、契約が解除された部分に係る委託業務に関し、甲が別に定める様式による実績報告書に第11条第1項に規定する証憑書類の原本又はその写しを添付して提出することを求めることができる。この場合は、甲が実績報告書及び証憑書類の原本又はその写しの提出を求めた日の翌日から起算して10日後又は委託期間終了日のうちいずれか早い日までに、乙は実績報告書及び証憑書類の原本又はその写しを甲に提出しなければならない。

（検査及び報告の要求）

- 第19条 甲は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、これを受領した日から起算して10日以内に、実績報告書その他の乙の給付の内容が本契約に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

- 2 甲は、前項の検査により乙の委託業務の内容の全部又は一部が本契約に違反している又は不当であることを発見したときは、乙に対してその是正又は改善を求めることができる。この場合、甲が乙から是正又は改善した委託業務の内容を終了した旨の通知を受けた日から10日以内に乙の委託業務の内容が本契約に適合するものであるかどうかを再度検査する。
- 3 甲は、前二項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。
 - 一 委託業務の実施に要する経費の支出計画や経費処理状況に関する委託期間中の検査
 - 二 その他甲が必要と認める検査
- 4 甲は、前三項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができるものとする。この場合は、甲は必要に応じ、乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を、期限を定めて求めることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。
 - 一 実績報告書に記載されている研究開発の内容と支出した経費との整合性
 - 二 実施計画書と実績報告書の内容の整合性
 - 三 機械装置等の製作状況並びにこれらの利用及び操作状況
 - 四 証憑書類の原本又はその写しの存否及び内容
 - 五 その他甲が委託業務に関して必要と認める事項
- 5 甲は、第1項から第3項までの検査を乙の工場、研究施設その他の事業所等又は甲の指定する場所において行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。
- 6 甲は、第1項から第3項までの検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査日時、検査場所、検査職員その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、かかる事前の通知なく第1項及び第3項の検査を実施することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。
- 7 乙は、前項本文の通知を受けたときは、甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣しなければならない。
- 8 第2項から前項までの規定は、委託期間の属する年度の終了日の翌日から起算して5年間、なおその効力を有する。

(額の確定)

- 第20条 甲は、前条第1項又は第2項の規定による検査の結果、経費の支出状況が適切であると認めるときは、委託額と委託業務の実施に要した経費の額のいずれか低い額を、甲が乙に支払うべき経費の額（以下「確定額」という。）として確定し、これを乙に通知しなければならない。
- 2 第11条第4項の規定に従い、乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できない経費、前条第1項又は第2項の規定による検査、又は同条第4項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に乙が応じず、検査の実施が不可能又は著しく困難な経費及び同条第1項の規定による検査の実施中に乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できなかった経費は、委託業務の実施に要した経費に含まないものとする。

(経費の請求及び支払)

- 第21条 乙は、前条第1項の規定による通知を受領した後、甲が別に定める様式による精算払請求書により、速やかに甲が指定する期日までに甲に確定額を請求するものとする。ただし、第17条の規定により経費の概算払が行われた場合は、乙が請求する額は、確定額から既払の概算払の額を控除した額とする。既払の概算払の額が確定額を超える場合は、第24条第1項の規定に従い、乙は、その差額を甲に返還しなければならない。
- 2 甲は、適法な精算払請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、当該請求書記載の額を乙に支払う。
 - 3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の精算払請求書を受領した後、その内容の全部又は一部を不当と認めるときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができる。この場合において、当該請求書の内容の不当が乙の軽微な過失によるときは、当該請求書を返付した日から是正された精算払請求書を甲が受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。当該請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときは、適法な精算払請求書の提出がなかったものとする。

(相殺)

第22条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務があるときは、本契約に基づき乙に支払うべき金額と当該債務の対当額について相殺することができる。

(遅延利息)

第23条 甲は、約定期間内に経費を支払わない場合は、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

2 甲は、前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(過払金等の返還)

第24条 第17条の規定により概算払を受けた場合で、概算払の額が第20条第1項に規定する確定額を超える場合は、乙は、甲が別に定める様式による過払額返還書を甲に提出し、既に概算払を受けた委託業務の実施に要する経費のうち過払部分(以下「概算払過払金」という。)を甲に返還しなければならない。

2 乙は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、甲の請求により、概算払過払金を甲に返還しなければならない。

一 概算払の額が、第43条第1項の規定により本契約が解除された場合で甲が負担すべき額を超えるとき。

二 概算払の額が、第44条第1項又は第45条第1項の規定により本契約が解除された場合で甲の支払義務の全部又は一部を免除した後の甲が負担すべき額を超えるとき。

三 その他概算払過払金があるとき。

3 乙は、第19条第3項第2号の検査の結果、第21条第2項の規定により既に支払を受けた委託業務の実施に要した経費に過払部分(以下「精算後過払金」という。)があることが判明したときは、甲の請求により、その精算後過払金を甲に返還しなければならない。

4 甲は、第11条第4項の規定に従い、乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できない経費、第19条第3項の規定による検査又は同条第4項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に乙が応じず、検査の実施が不可能又は著しく困難な経費を、精算後過払金として請求することができるものとする。

5 乙は、前四項の規定により甲に概算払過払金又は精算後過払金(以下「過払金等」という。)を返還する場合で、甲が定めた期日までに返還しなかったときは、当該期日の翌日から返還する日までの日数に応じ、過払金等に対し、第23条第1項に規定する割合により計算した延滞金を付して返還しなければならない。

第5章 取得財産の管理

(財産の管理)

第25条 乙は、委託業務の実施により取得した財産(以下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。また、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後も、甲から指示があるまで同様とする。

2 取得財産の所有権は、本条第5項の規定により所有権が甲に移転するときまで乙に帰属するものとするが、乙は当該取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の別に定める様式による設備等一時使用報告書を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

3 乙は、取得財産について委託業務の完了若しくは中止、又は本契約の解除の後、甲が別に定める様式による取得財産明細表提出書に取得財産明細表を添付して、実績報告書と合わせて甲に提出しなければならない。

4 乙が取得財産を亡失又はき損したときは、それによって生じた損害の賠償は全て乙の負担とする。ただし、乙の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

5 乙は、第20条に規定する委託業務の実施に要した経費の額の確定後、甲の指示に従い甲の指定した期日までに取得財産の所有権を甲に移転するとともに、甲の指示に従い取得財産の占有を移転又は取得財産の廃棄等の処分をしなければならない。なお、取得財産の所有権若しくは占有の移転又は廃棄等の処分に要する費用は乙の負担とする。

6 乙は、取得財産に対し、抵当権、質権その他の担保物権を設定し、又は本条の定めによる場合を除き、これを第三者に譲渡してはならない。

(有価物の発生)

第26条 乙は、委託業務の実施に当たり、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品等の有価物の発生が見込まれる場合は、速やかに甲に報告し、処分等の方法について、甲の指示を受けなければならない。

第6章 成果の取扱い・知的財産権

第1節 定義

(用語の定義)

第27条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 「研究成果」とは、本研究開発の実施により得られた発明等の成果をいう。
- 二 「発明等」とは、次に掲げるもの（それぞれに関し、外国における同種の法令による保護の対象となるものを含む。）をいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明
 - ロ 実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案
 - ハ 意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠及びその創作
 - ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置及びその創作
 - ホ 著作物及びその創作
 - ヘ 第32条の規定に従い指定されたノウハウの案出
- 三 「著作物」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項に規定する著作物（外国における同種の法令による保護の対象となるものを含む。）をいう。
- 四 「プログラム等」とは、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（外国における同種の法令による保護の対象となるものを含む。）をいう。
- 五 「ノウハウ」とは、知的財産権による保護を受けない営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報の中で秘匿することが可能で財産的価値があるものをいう。
- 六 「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツ（外国における同種の法令による保護の対象となるものを含む。）をいう。
- 七 「知的財産権」とは、産業財産権、産業財産権を受ける権利及び著作権をいう。
- 八 「産業財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法に基づく特許権
 - ロ 実用新案法に基づく実用新案権
 - ハ 意匠法に基づく意匠権
 - ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権
 - ホ 外国における上記各権利に相当する権利
- 九 「産業財産権を受ける権利」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法に基づく特許を受ける権利
 - ロ 実用新案法に基づく実用新案登録を受ける権利
 - ハ 意匠法に基づく意匠登録を受ける権利
 - ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
 - ホ 外国における上記各権利に相当する権利
- 十 「著作権」とは、著作権法第17条第1項に規定する著作権及び外国におけるこの権利に相当する権利をいう。
- 十一 「著作者人格権」とは、著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権及び外国におけるこの権利に相当する権利をいう。
- 十二 知的財産権の「利用」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法第2条第3項に規定する行為
 - ロ 実用新案法第2条第3項に規定する行為
 - ハ 意匠法第2条第2項に規定する行為
 - ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に規定する行為

ホ 著作権法第21条から第28条に規定された支分権の対象となる行為その他著作物を利用する全ての行為

第2節 成果の取扱い

(研究成果報告書の提出)

- 第28条 乙は、委託業務が完了した日（本契約の全部が解除された場合は、その解除の日）の翌日から起算して61日後までに、研究成果報告書を甲に提出しなければならない。また、第43条第1項、第44条第1項又は第45条第1項の規定により本契約の一部が解除された場合は、甲は、乙に対し、前段の研究成果報告書の提出とは別に、契約が解除された部分に係る委託業務に関し、研究成果報告書を甲に提出することを求めることができる。この場合、乙は、甲が当該書面の提出を求めた日の翌日から起算して61日後又は委託期間終了日のうちいずれか早い日までに、当該書面を甲に提出しなければならない。なお、研究成果報告書は、印刷物及び電子媒体によるものを各1部提出するものとし、電子媒体の種類及び記録方式等については、別途甲の指示に従うものとする。
- 研究成果報告書には、研究成果の詳細、実施計画書に定められた本研究開発の目的に照らした達成状況及び研究成果の公表に係る情報並びにその他の技術情報を的確に整理して記載するものとする。ただし、未公表の研究成果及びコンテンツについては、甲とその記載の方法について協議の上、調整を図るものとする。
 - 甲は、第1項の規定により研究成果報告書の提出を受けたときは、その内容が本契約に適合するものであるかどうかを審査するものとする。甲は、研究成果報告書に関して必要があると認めるときは、その訂正及び再提出又は更に詳細な説明資料の提出を乙に求めることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(著作権等の保証)

- 第29条 乙は、甲に対し、研究成果報告書が第三者の権利（著作権、肖像権等を指し、産業財産権は除く。次項において同じ。）を侵害していないことを保証するものとする。
- 研究成果報告書に関して第三者から権利の侵害等の主張があったときは、乙は自らの責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。ただし、乙が甲の指示に従った結果、第三者から権利の侵害等の主張があった場合（乙が、甲の指示に従えば第三者の権利を侵害するおそれがあることを知りながらその旨を甲に告げなかったときを除く。）は、この限りではない。
 - 乙は、研究成果報告書に記載した内容に関連した事業を行う場合、第三者の産業財産権の侵害とならないよう、十分な調査を行わなければならない。また、第三者から産業財産権の侵害等の主張があったときは、乙は自らの責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。ただし、乙が甲の指示に従った結果、第三者から産業財産権の侵害等の主張があった場合（乙が、甲の指示に従えば第三者の権利を侵害するおそれがあることを知りながらその旨を甲に告げなかったときを除く。）は、この限りではない。

(研究成果の発表又は公開)

- 第30条 甲及び乙は、研究成果を発表又は公開することができる。ただし、その内容に未公表又は未公開の研究成果及びコンテンツに係るものが含まれるときは、甲及び乙は、発表又は公開の前に、発表又は公開の範囲等について相手方と協議を行うものとする。
- 乙は、前項の規定により研究成果を発表又は公開しようとする場合は、事前に甲が別に定める様式による外部発表投稿票を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、第12条第3項に規定する研究評価及び追跡調査が終了している場合は、甲の承認を要しない。
 - 乙は、第1項の規定に基づき研究成果を発表又は公開する場合は、その内容が委託業務の実施により得られたものであることを明示しなければならない。ただし、発表又は公開の前に甲の承認を得た場合はこの限りではない。
 - 乙は、第1項の規定に基づき研究成果を発表又は公開するために印刷物を作成するときは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の「判断の基準」を満たすことに努め、同方針の「配慮事項」についても可能な限り配慮しなければならない。

第3節 知的財産権

(知的財産権に関する職務規程の整備)

第31条 乙は、本契約の締結後速やかに、研究成果又は本研究開発の実施により得られたコンテンツに係る知的財産権を、研究分担者、その他乙に所属する研究者等(以下、総称して「研究分担者等」という。)から乙に帰属させる旨の契約を各研究分担者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を当該研究分担者等から乙に帰属させる旨の契約を既に締結し、又はその旨を規定する内部規程を定めており、これらを本委託業務に適用する場合はこの限りではない。

(秘匿すべきノウハウの指定)

第32条 研究成果に秘匿すべきノウハウが含まれる場合は、甲は、乙と協議の上、秘匿すべきノウハウを指定し、その旨を乙に通知するものとする。

- 2 前項の規定による秘匿すべきノウハウの指定に当たり、甲は、乙と協議の上、秘匿すべき期間を決定する。
- 3 甲は、必要があるときは、第1項の規定により指定されたノウハウ及び第2項の規定により決定された期間を、乙と協議の上で変更することができる。

(ノウハウの使用)

第33条 乙は、前条第1項の規定により秘匿すべきものとして指定を受けたノウハウについて、前条第2項の規定による秘匿すべき期間内に第三者に開示又はその使用を許諾しようとするときは、事前に甲の承認を受けなければならない。

(発明等及びコンテンツの記録物の封印)

第34条 乙は、研究成果の発明等及び本研究開発によって得られるコンテンツが、本契約の締結時に既に保有している発明等及びコンテンツと混合するおそれがある場合は、本契約の締結時に既に乙が保有している発明等及びコンテンツを記録化し(記録化したものを以下「封印物」という。)、本契約を締結した日の翌日から起算して60日以内に、甲が別に定める様式による封印申請書を甲に提出しなければならない。なお、本研究開発が過去に行われていた場合で、本研究開発に関する封印を既に行っているときは、甲が要求した場合を除き、封印は行わない。

- 2 乙から前項の規定により封印申請書の提出があったときは、甲及び乙は、両者立会いの上、封印を実施し、甲は封印物のリストを、乙は封印物のリスト及び封印物を保管する。
- 3 発明等及びコンテンツが研究成果であるか否かについて、甲乙間に争いがあるときは、甲及び乙は、両者立会いの上、封印物を開封することができるものとする。
- 4 甲は、前項の開封の結果、第32条第1項の規定により指定したノウハウが研究成果以外のものと認められるときは、当該ノウハウの指定を解除する。
- 5 第3項の規定により封印物の開封を行った場合は、甲及び乙は、両者立会いの上、速やかに再封印する。
- 6 甲は、第3項の開封により知り得た発明等及びコンテンツを使用し、又は第三者に洩らしてはならない。

(知的財産権の帰属)

第35条 甲は、乙が、甲が別に定める様式による知的財産権確認書を本契約の締結日に甲に提出し、次の各号に掲げるいずれの規定も遵守することを約した場合は、本研究開発によって得られた研究成果又はコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- 一 乙は、本研究開発によって研究成果又はコンテンツが得られた場合には、遅滞なく、第37条の規定に基づいて、その旨を甲に報告すること。
- 二 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を甲に許諾するものとし、甲は乙の承諾を得ずに当該権利を第三者に利用させることができること。
- 三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 四 乙は、甲が前号に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理

由を求めた場合は甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出すること。

五 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において当該知的財産権を排他的に利用する権利の設定若しくは移転（以下「専用実施権等の設定等」という。）の承諾をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けること。

イ 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）をいう。）又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

六 乙は、甲が知的財産権の利用状況調査を行う場合に、これに対して協力すること。

2 甲は、乙が前項の規定による知的財産権確認書を提出しない場合は、乙から当該知的財産権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。）を無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の規定に基づき知的財産権確認書を提出したものの、第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合は、当該知的財産権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。）を無償で甲に譲り渡さなければならない。

4 前二項の場合は、乙は、甲の指示に従い、知的財産権の譲渡に必要な措置を講じ、知的財産権の甲による確保のために必要なものを甲に引き渡す等しなければならない。

5 第2項又は第3項の規定により甲に知的財産権を譲渡した場合は、乙は、甲及び甲に利用を許諾された第三者による譲渡対象の知的財産権に係る著作物の利用について、著作権者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作権者が乙以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置を講じなければならない。

（成果の利用行為）

第36条 前条第1項の規定にかかわらず、本研究開発によって作成し甲に提出された研究成果報告書その他これに類する著作物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。）は、甲に帰属する。

2 乙は、甲及び甲に利用を許諾された第三者による前項の著作権の利用について、著作権者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作権者が乙以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置を講じなければならない。

（知的財産権に関する報告）

第37条 乙は、研究成果又は本研究開発の実施により得られたコンテンツに係る産業財産権の登録等の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請を行った日の翌日から起算して60日以内に、また、海外への出願若しくは申請又は特許協力条約に基づく国際出願の場合は、出願又は申請を行った日の翌日から起算して120日以内に、甲が別に定める様式による産業財産権出願報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）、実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号）、意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）等に基づき出願又は申請を行い、当該出願書類に国の委託に係る研究開発の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合は、設定の登録等を受けた日の翌日から起算して60日以内に、甲が別に定める様式による産業財産権報告書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、本研究開発の実施によりプログラム等又はコンテンツが得られた場合は、当該プログラム等又はコンテンツが完成した日の翌日から起算して60日以内に、甲が別に定める様式による著作物報告書を甲に提出しなければならない。

5 乙は、本研究開発の実施により作成し甲に提出する著作物（プログラム等及びコンテン

ツを除く。)については、当該著作物の提出後60日以内に、甲が別に定める様式による著作物報告書を甲に提出しなければならない。

- 6 乙は、研究成果若しくは本研究開発の実施により得られたコンテンツに係る知的財産権（プログラム等以外の著作物の著作権を除く。）を自ら利用したとき又は第三者にその利用を許諾したとき（ただし、第39条第2項に規定する場合を除く。）、又は自ら利用若しくは第三者にその利用を許諾するために改変したときは、甲が別に定める様式による知的財産権利用等届出書を甲に遅滞なく提出しなければならない。
- 7 乙は、研究成果又は本研究開発の実施により得られたコンテンツに係る知的財産権のうち、プログラム等を除く著作物の著作権について、甲の求めに応じ、自己による利用及び第三者への利用許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

（知的財産権の移転等）

- 第38条 乙は、研究成果又は本研究開発の実施により得られたコンテンツに係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合は、前三条、第39条、第40条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合は、甲が別に定める様式による知的財産権移転承認申請書を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第35条第1項第5号イからハまでの規定のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、甲が別に定める様式による知的財産権移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
 - 4 第35条第1項の規定に基づき同項に定める知的財産権を甲が乙から譲り受けない場合において、乙は、次の各号の事由が生じるときは、あらかじめ、当該事由を甲に通知する。
 - 一 乙が第三者と合併し又は分割することにより本知的財産権が当該第三者に移転するとき
 - 二 乙が第三者の子会社となる時、又は乙の親会社を変更するとき
 - 三 前各号のほか、乙の支配権に重大な変化が生じるとき
 - 5 前項の規定による通知があった場合において、将来の我が国の経済発展の観点から本知的財産権の自由な利用を認めるべきでないとき甲が認めるときは、乙は、甲の選択により、甲が指定する者に本知的財産権の利用を許諾し、又は譲り渡さなければならない（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。）。

（知的財産権の利用許諾）

- 第39条 乙は、研究成果又は本研究開発の実施により得られたコンテンツに係る知的財産権について、甲以外の第三者に利用を許諾する場合は、第35条、第36条及び次項の規定の適用に影響を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、本研究開発の実施により得られた知的財産権について、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合は、甲が別に定める様式による知的財産権専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、第35条第1項第5号イからハまでに定める場合は、この限りではない。
 - 3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行った場合（前項ただし書の場合を含む。）は、甲が別に定める様式による知的財産権専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）

- 第40条 乙は、研究成果又は本研究開発の実施により得られたコンテンツに係る知的財産権（知的財産権の持分権も含む。以下、本条において同じ。）を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲が別に定める様式による知的財産権放棄報告書によりその旨を甲に報告しなければならない。この場合、乙は、甲が希望するときは、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない（持分権の譲渡の場合は、乙は、当該譲渡について他の共有者の同意を得なければならない）。なお、当該知的財産権の放棄又は譲渡に要する費用は乙の負担とする。

（国の帰属に係る知的財産権の管理）

- 第41条 第35条第2項、第3項又は第38条第5項の規定により甲に知的財産権を譲渡した場合は、乙は、研究成果又は本研究開発の実施により得られたコンテンツについて、

次の各号に掲げる手続を、甲の承諾を得た上で、甲の名義により行う。

- 一 特許権、実用新案権及び意匠権にあっては、出願から権利の成立に係る登録までに必要となる手続
 - 二 回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要となる手続
- 2 甲は、前項の場合において本研究開発に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（日本国における登録が行われたときに権利が成立していない他の外国の権利にあっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うことができる。

第7章 雑則

（通知等の発効）

- 第42条 甲から乙又は乙から甲に対する通知、届出、報告又は書面提出は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行う。ただし、甲が別途方法を定めた場合には、乙はかかる方法に従う。
- 2 前項の規定による通知、届出又は報告は、甲から乙に対するものにあつては甲が発信した日から、乙から甲に対するものにあつては甲が受信した日から、それぞれ効力を発するものとする。

（甲の契約解除権）

- 第43条 甲は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、何らの催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙が、本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。
 - 二 乙の委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
 - 三 乙が、本契約に関して不正又は虚偽の報告をしたとき。
- 2 前項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたとき、乙は、その解除により完了できない委託業務部分（以下「未完了部分」という。）に係る履行義務を免れるものとし、甲は、未完了部分に係る経費の支払義務を免れるものとする。
- 3 第1項の規定による契約の解除が乙の責に帰すべき事由による場合は、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、違約金として委託額（本契約締結後、委託額の変更があつた場合は変更後の委託額）のうち未完了部分に対応する金額の百分の十に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。乙は、甲が定めた期日までに違約金を支払わなかった場合は、当該期日の翌日から当該違約金の納付日までの日数に応じ、第23条第1項に規定する割合により計算した利息を甲に支払わなければならない。
- 4 前項の違約金の支払は、違約金の支払として行われるものであり、本契約その他法令に基づく損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

（乙の契約解除権）

- 第44条 乙は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 甲が、甲の責に帰すべき事由により本契約に違反し、乙が相当期間を定めて書面で催告したにもかかわらず当該違反が是正されず、その結果、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
 - 二 乙が、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になった正当な理由を示して申請を行い、甲が承認したとき。
- 2 前項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたとき、乙は、未完了部分に係る履行義務を免れるものとし、甲は、その未完了部分に係る経費の支払義務を免れるものとする。

（不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置）

- 第45条 乙は、著しい経済情勢の変動、天災地変等予測することができない事由であつて、甲、乙、いずれの責にも帰することのできない事由により、委託業務の全部又は一部の実施が困難となったときは、甲と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたとき、乙は、未完了部分に係る履

行義務を免れるものとし、甲は、その未完了部分に係る経費の支払義務を免れるものとする。

(著しく異なる部分の訂正)

- 第46条 甲は、委託期間の中途又は終了後のいずれの場合においても、取得財産又は研究成果報告書、実績報告書その他の本契約に関する報告の内容が本契約の目的及び甲の承認した実施計画書と著しく異なると認めるときは、当該著しく異なる部分について、乙の負担による補修、取替又は報告の内容の修正を乙に対し請求することができる。このとき、乙は、甲が指定する期日までに、甲が指定する方法により、無償で補修、取替又は報告の内容の修正を行わなければならない。
- 2 甲は、本契約に関する報告の内容が実施計画書と著しく異なると認められた日の翌日から起算して1年以内にその旨の通知を行わなければ、前項の請求をすることができない。ただし、乙が本契約に関する報告時に、本契約に関する報告の内容が実施計画書と著しく異なることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

(不正等の行為に対する措置)

- 第47条 甲は、乙が委託業務の実施に当たり不正等の行為(研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等並びに故意若しくは重大な過失による委託業務の実施に要する経費の他の用途への使用又は委託業務の実施に要する経費の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用(ただし、第14条第1項第2号の条件を満たす場合を除く。)及び虚偽の資料(証憑書類)提出等が含まれるがこれらに限られない。)を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対し、本契約の履行に関する調査を指示し、その結果について期限を定めて書面で甲に報告させることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。
- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認めるときは、甲は乙の研究施設、事業所等に立ち入ることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。
- 3 甲は、乙の不正等の事実が確認されたときは、第9条第1項又は第19条第3項の規定に基づき乙に対する検査等を行う。
- 4 甲は、前項の規定による検査の結果、過払金等があることが判明した場合は、当該過払金等の返還を乙に求めるものとし、乙はこれに応じなければならない。乙は、当該過払金等を甲が指定した期日までに返還しなかったときは、当該期日の翌日から返還する日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、第23条第1項に規定する割合により計算した利息を付して返還しなければならない。
- 5 甲は、乙の不正等の行為に関する事実を確認したときは、氏名及び不正等の行為の内容等を公表することができるものとする。
- 6 乙は、甲が別に定める指針に従い、事前に不正等の防止の措置を講じなければならない。また、甲は、乙の不正等の行為に関する疑いが生じたとき又は事実を確認したときは、当該指針に従い、必要な措置を講ずることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 7 甲は、前各項のほか必要な措置を講ずることができる。

(虚偽の資料提出に対する違約金)

- 第48条 甲が本契約に基づく経費の支払債務の履行後に前条の検査により第11条第1項に規定する証憑書類が虚偽の資料であることを確認したときは、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、前条第4項に基づく過払金等の支払に加えて、当該過払金等の金額と同一の額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙が過失により事実と異なる証憑書類を整備及び保存していたときはこの限りではない。また、乙は、甲が定めた期日までに当該違約金を支払わないときは、当該期日の翌日から納付日までの日数に応じ、第23条第1項で規定する割合により計算した利息を甲に支払わなければならない。
- 2 前項の違約金の支払は、違約金の支払として行われるものであり、本契約その他法令に基づく損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

(履行遅延金)

- 第49条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、実績報告書、研究成果報告書及び第47条

第1項に規定する報告の要求について、それぞれの期日に遅延して甲に提出又は報告したときは、それぞれの期日の翌日から履行の日までの日数に委託額の千分の一を乗じた金額を甲に支払わなければならない。

2 前項の履行遅延金の支払は、違約金の支払として行われるものであり、本契約その他法令に基づく損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

(賠償責任)

第50条 乙は、委託業務を自己の責任において行うものとし、その実施に当たり被った損害、乙に属する者の損害及び第三者に与えた損害に対しては、甲は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙による委託業務の実施に当たり、甲に損害（事実調査に要した費用、弁護士費用等の一切の費用を含む。）が発生した場合は、乙は、それらの一切を補償するものとする。ただし、乙が甲の指示に従った結果、損害が発生した場合（乙が、甲の指示に従えば第三者の権利を侵害するおそれがあることを知りながらその旨を甲に告げなかった場合を除く。）は、この限りではない。

(守秘義務)

第51条 乙は、甲が乙に開示する又は乙が委託業務を実施するに当たり知得する一切の情報（以下「守秘情報」という。）を適切に管理し、委託期間中はもとより、本研究開発の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後においても、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する情報については、守秘情報に含まないものとする。

一 甲から開示を受けたとき又は乙が知得したとき、既に乙が保有していたことを証明できる情報

二 甲から開示を受けたとき又は乙が知得したとき、既に公知となっている情報

三 甲から開示を受けた後又は乙が知得した後、乙の責によらずに公知となった情報

四 正当な権限を有する第三者から乙が適法に取得したことを証明できる情報

五 甲から開示を受けた後又は乙が知得した後、甲が秘密でないと判断した情報

六 甲から開示された情報によることなく、乙が独自に開発・取得していたことを証明できる情報

七 第三者に開示することにつき、書面により事前に甲の同意を得た情報（ただし、甲が同意した特定の第三者に対して情報を開示する場合は、当該第三者に対する情報の開示についてのみ本条に規定する守秘義務が免除されるものとする。）

2 乙は、委託業務のために甲から提供される情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。

3 前二項の有効期間は、本研究開発の完了若しくは中止、又は本契約が解除された日の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲は、乙と協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

4 乙は、情報セキュリティを確保するための体制の詳細を実施計画書に記載するものとする。

5 乙は、本研究開発の完了時若しくは中止時、又は本契約の解除時、第1項により乙に開示された又は乙が知得した情報を甲に返却、再生不可能な状態に消去又は廃棄の上、その旨を証する書面を甲に提出しなければならない。ただし、やむを得ず、返却、消去又は廃棄できない場合は、当該情報のセキュリティを確保した管理について、甲の承認を得なければならない。その場合であっても、本研究開発の完了若しくは中止、又は本契約が解除された日の翌日から起算して5年以内に当該情報を返却、消去又は廃棄することとする。

6 乙は、守秘情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故若しくはその疑い、又は事故の将来的な懸念（以下「事故等」と総称する。）があったとき（乙の内部又は外部から事故等の指摘があった場合を含む。）は、直ちに甲に報告して必要な措置等を講ずるとともに、その事故等の発生した日の翌日から起算して7日以内に、事故等の発生場所及び発生の状況等を詳細に記載した書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。また、乙は、甲から情報の管理状況等の確認を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

7 甲は、必要があると認めるときは（委託業務の完了後を含む。）、乙における情報の管理体制、管理状況等について、調査することができ、乙はこれに応じなければならない。

8 乙は、第7条第2項の規定により委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、第1項から前項に規定する措置を当該第三者に遵守させるものとし、また、再委託することにより生ずる脅威に対して本条に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保さ

れる措置を講じなければならない。再委託者が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(個人情報取り扱い)

- 第52条 甲は、乙に対し、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を開示する場合は、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示するとともに、乙の情報管理の体制及び個人情報の管理の状況並びにその検査に関する事項等について書面で確認しなければならない。
- 2 乙は、甲から個人情報の開示を受けた場合は、開示を受けた個人情報について善良なる管理者の注意を持って取り扱い、この契約の目的の範囲内においてのみ使用することができるものとし、次の各号に掲げる個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。
- 一 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピュータ端末を限定すること。
 - 二 委託業務の作業場所は、入退管理を適切に実施している物理的に保護された室内とすること。
 - 三 個人情報の複製は、本契約の目的の範囲内において甲の承認を受けて行うこと。
 - 四 紙媒体・電子媒体を問わず、開示を受けた個人情報については厳重な保管管理を実施すること。
 - 五 個人情報の返却に当たっては、書面をもってこれを確認すること。
 - 六 不要となった個人情報は、再生不可能な状態に消去すること。
 - 七 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、委託業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずること。
- 3 甲は、開示した個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じ、乙の情報管理の体制及び個人情報の管理の状況について検査(原則として実地検査とする。)を行うとともに、乙に対して必要な指示を行うことができる。乙は、甲の調査に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 4 乙は、甲から開示を受けた個人情報に関し、情報の改ざん、漏洩等のセキュリティ上の問題が発生した場合、乙は直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じなければならない。
- 5 第7条第2項の規定により委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、乙は当該第三者に対し、第2項に規定する措置を遵守させるものとし、再委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じ、委託先を通じて又は乙自ら前二項の措置を実施する。再委託者が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(安全保障貿易管理)

- 第52条の2 乙は、委託業務の実施に際して使用した又は委託業務の実施を通じて取得した特定技術(外国為替及び外国貿易法(昭和24年12月1日法律第228号)(以下「外為法」という。)第25条第1項に規定する特定技術をいう。)に係る外為法その他の関係法令諸規則を遵守するとともに、委託業務の実施に際して使用した又は委託業務の実施を通じて取得した特定技術又は将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術に関連する機微情報を安全保障上懸念のある活動を行うおそれのある者に対して提供、漏洩、その他の方法で流出し、又は紛失させてはならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定に違反し、又はそのおそれがあると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、前項の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。
- 4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協力事項)

- 第53条 乙は、本研究開発の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について甲に協力しなければならない。
- 一 研究成果に関する資料(研究成果報告書を除く。)の作成
 - 二 委託業務に係る経理に関する資料の作成
 - 三 甲が開催する成果報告会における発表及び発表に伴う資料の作成
 - 四 本研究開発に関する評価等に係る資料の作成

(属性要件に基づく契約解除)

第54条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等しているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第55条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(下請負契約等に関する契約解除)

第56条 乙は、契約後に下請負人等（下請負人（再受託者からの請負人を含み、下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、再受託者（下請人からの受託者を含み、再委託以降の全ての受託者を含む。）及び受注者、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、第54条及び第55条の規定に基づく解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が、下請負人等が、第54条及び第55条の規定に基づく解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第57条 甲は、第54条、第55条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。

2 乙は、甲が第54条、第55条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第58条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行わなければならない。

(存続条項)

第59条 甲及び乙は、本研究開発を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる事項については、引き続き効力を有するものとする。

一 各条項に期間が定められている場合は、その期間効力を有するもの

第9条、第11条第3項及び第4項、第16条、第19条第2項から第8項まで、第32条第3項、第33条、第46条並びに第51条第1項から第3項まで及び第5項に規

定する事項

二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの

第8条、第12条第3項、第22条、第24条、第25条、第28条から第30条まで、第34条第2項から第6項まで、第35条から第42条まで、第47条から第50条まで、第51条第6項から第8項まで、第52条の2第1項、第53条から第58条まで並びに第61条に規定する事項

(契約書の解釈)

第60条 本契約書の条項について解釈上疑義が生じた場合、又は本契約書に定めのない事項が発生した場合は、甲及び乙は、両者協議の上解決するものとする。

(専属的合意管轄)

第61条 甲及び乙は、本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和**年**月**日

甲 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号
支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官 ○○ ○○ 印

乙 {所在地}
{名称}
{代表者氏名} 印

令和6年度契約書 様式集

様式 1	実施計画書（第4条関係）
様式 2	実施計画変更承認申請書（第14条第1項関係）
様式 3-1	研究分担者異動届出書（第15条第1項関係）
様式 3-2	委員会設置届出書（第15条第2項関係）
様式 3-3	委員会委員異動届出書（第15条第2項関係）
様式 4	契約者等異動報告書（第16条関係）
様式 5	概算払請求書（第17条第1項関係）
様式 6	業務完了届（第17条第4項関係）
様式 7	実績報告書（第18条関係）※
様式 8	精算払請求書（第21条第1項関係）
様式 9	過払額返還書（第24条第1項関係）
様式 10	設備等一時使用報告書（第25条第2項関係）
様式 11	取得財産明細表提出書（第25条第3項関係）
様式 12	外部発表投稿票（第30条第2項関係）
様式 13	封印申請書（第34条第1項関係）
様式 14	知的財産権確認書（第35条第1項関係）
様式 15	産業財産権出願報告書（第37条第1項関係）
様式 16	産業財産権報告書（第37条第3項関係）
様式 17	著作物報告書（第37条第4項、第5項関係）
様式 18	知的財産権利用等届出書（第37条第6項関係）
様式 19-1	知的財産権移転承認申請書（第38条第2項関係）
様式 19-2	知的財産権移転通知書（第38条第3項関係）
様式 20-1	知的財産権専用実施権等設定承認申請書（第39条第2項関係）
様式 20-2	知的財産権専用実施権等設定通知書（第39条第3項関係）
様式 21	知的財産権放棄報告書（第40条関係）
別添 1	予算計画書（実施計画書参考資料）※
別添 2	研究分担者経歴説明書
別添 3	委任状

※「様式7別紙」及び「別添1」は、別途交付する Microsoft Excel 形式の様式に従い作成すること。

令和**年度 実施計画書

1 研究開発の内容

(1) 課題名

(2) 目的¹

(3) 年次目標

(4) 実施体制²

① 研究分担者³⁴

② 委員会委員⁵

(5) 実施内容

(6) 実施場所

(7) 実施期間

令和**年**月**日から令和**年**月**日まで

なお、研究開発が終了した翌年度以降も、総務省が実施する評価（終了評価・追跡評価）及び調査に協力し、終了評価においては、「研究開発目標（アウトプット目標）の達成状況」や「政策目標（アウトカム目標）の達成に向けた取組の実施状況」等について、追跡調査・追跡評価においては、「研究開発成果から生み出された波及効果（経済的・社会的・技術的な効果）」等について、具体的な報告を行う。

¹ 本研究開発の最終目的を記載すること。

² 氏名、所属及び役職を記載すること。

³ 本研究開発を統括する立場にある研究分担者（研究責任者）は氏名の前に○を付すこと。

⁴ 各研究分担者について別添2の研究分担者経歴説明書を添付すること。ただし、前年度から継続して実施する研究開発の場合は、新たに追加した研究分担者に限る。

⁵ 委員会の名称及び当該委員会を構成する委員の氏名、所属及び役職を記載すること。

2 経費の支出区分

項目	金額 (円)
I 物品費	
II 人件費・謝金	
III 旅費	
IV その他	
小計：直接経費（I～IVの総額）	
V 間接経費	
VI 総額（I～Vの和）	

3 情報セキュリティを確保するための体制

①情報管理体制図⁶②情報セキュリティ担当者⁷

⁶情報管理責任者を明記すること。

⁷氏名、所属、及び役職等を記載すること。

{文書番号}

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

実施計画変更承認申請書¹

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の実施計画の変更について、契約書第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約締結日及び委託額
令和**年**月**日
金 **, ***, ***円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 2 研究開発の進捗状況
- 3 計画変更の内容
- 4 計画変更の理由
- 5 計画変更が研究開発に与える効果等
- 6 計画変更後の経費の支出区分²

以上

¹ 研究開発を中止する場合は、中止後の措置を含め、この様式に準じて記載すること。

² 新旧対比により作成すること。

{文書番号}

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

研究分担者異動届出書¹

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の研究分担者の異動について、契約書第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 研究開発課題名：「 」
- 2 異動の内容（異動が生じる前と異動が生じた後を対比して記載）
- 3 異動の時期：令和**年**月**日
- 4 異動の理由

以上

¹ 本届出により研究体制に変更が生じる場合は、新たな研究体制に関する説明書（様式1実施計画書における「1 研究開発の内容（4）実施体制」記載の事項について説明すること。）を添付すること。また、研究分担者を新たに追加する場合は、当該研究分担者について別添2の研究分担者経歴説明書を添付すること。

{文書番号}
令和 * * 年 * * 月 * * 日

支出負担行為担当官
総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}
{名 称}
{契約者氏名}

委員会設置届出書

令和 * * 年 * * 月 * * 日付け令和 * * 年度 {契約番号} 「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の委員会の設置について、契約書第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 研究開発課題名 : 「 」
- 2 設置する委員会名
- 3 委員会委員¹
- 4 設置時期 : 令和 * * 年 * * 月 * * 日
- 5 設置理由

以上

¹ 氏名、所属及び役職を記載すること。

{文書番号}

令和 * * 年 * * 月 * * 日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

委員会委員異動届出書

令和 * * 年 * * 月 * * 日付け令和 * * 年度 {契約番号} 「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の委員会委員の異動について、契約書第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 研究開発課題名 : 「 」
- 2 委員会名
- 3 異動の内容 (異動が生じる前と異動等が生じた後を対比して記載)
- 4 異動の時期 : 令和 * * 年 * * 月 * * 日
- 5 異動の理由

以上

{文書番号}

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

契約者等異動報告書

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の契約者等の異動について、契約書第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 異動内容（異動が生じる前と異動が生じた後を対比して記載）
- 2 異動時期：令和**年**月**日
- 3 異動理由

以上

{文書番号}

令和**年**月**日

官署支出官

総務省大臣官房会計課長 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

概算払請求書

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の経費について、契約書第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 **, ***, ***円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 内訳

様式5別紙のとおり。

3 概算払を請求する事由

以上

【責任者】	【担当者】
役 職 :	役 職 :
氏 名 :	氏 名 :
T E L :	T E L :
E-mail :	E-mail :

概算払請求内訳書

(単位：円)

項目	委託額	支出見込額	既受領額	請求額	残額
I 物品費					
II 人件費・謝金					
III 旅費					
IV その他					
小計：直接経費 (I～IVの総額)					
V 間接経費 ¹					
VI 総額 (I～Vの総額)					

¹ 間接経費は、直接経費の値に間接経費率を乗じたものとする。

{文書番号}

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

業務完了届

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の業務の完了について、契約書第17条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 契約締結日及び委託額

令和**年**月**日

金 **, ***, ***円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 実施した研究開発の概要

以上

{文書番号}

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

実績報告書

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の実績について、契約書第18条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 契約締結日及び委託額

令和**年**月**日

金 **, ***, ***円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 実施した研究開発の概要

3 研究開発に要した経費

(1) 支出総額総括表

(単位：円)

項目	委託額	流用額	流用後額	支出実績額	受けるべき委託金の額
I 物品費					
II 人件費・謝金					
III 旅費					
IV その他					
小計：直接経費 (I～IVの総額)					
V 間接経費 ¹					
VI 総額 (I～Vの和)					

(2) 支出内訳

様式 7 別紙のとおり。

以上

¹ 受けるべき委託金の額の間接経費分は、受けるべき委託金の額の直接経費の値に間接経費率を乗じたものとする。

* * * * 年度 { 契約番号 } 「 { 研究開発課題名 } 」
研究資金使用状況報告書

項目	積算内容	金額 [円]
I. 物品費	例)	0
1. 設備備品費	機器名 (単価・個数を記載、 リース・レンタルの場合は期間も記載)	**, **
2. 消耗品費	研究試料 * , **円 × 数量	**, **
II. 人件費・謝金		0
1. 人件費	研究員 * , **円 × **人・時	**, **
	研究補助員 * , **円 × **人・時	**, **
2. 謝金	〇〇に関する謝金	**, **
III. 旅費		0
1. 旅費	(香港-L.A.間) **, **円 × *人・回	**, **
2. 委員等旅費	(東京-大阪間) **, **円 × *人・回	**, **
IV. その他		0
1. 外注費	保守費、改造修理費、業務請負等	**, **
2. 印刷製本費	印刷・製本代等	**, **
3. 会議費	会場借料等	**, **
4. 通信運搬費	回線使用料 * , **円 × 12ヶ月	**, **
5. 光熱水料	光熱費 * , **円 × 12ヶ月	**, **
6. その他 (諸経費)	※詳細に記入のこと。	**, **
7. 消費税相当額	※非課税取引となる経費の消費税相当分	0
直接経費	I + II + III + IV	0
(壹円未満は端数切捨)		
V. 間接経費	(I + II + III + IV) × (間接経费率 30%)	0
VI. 総額	I + II + III + IV + V	0

(注1) 積算方法は「情報通信分野における研究開発委託契約経理処理解説」に基づき行うこと

(注2) 金額の算出及び端数処理は、特段の理由がない限り、関数を使用して行うこと

{文書番号}

令和**年**月**日

官署支出官

総務省大臣官房会計課長 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

精算払請求書

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の経費について、契約書第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 **, ***, ***円（消費税及び地方消費税を含む。）

以上

【責任者】 役 職： 氏 名： T E L： E-mail：	【担当者】 役 職： 氏 名： T E L： E-mail：
---	---

{文書番号}

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

過払額返還書

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の過払金について、契約書第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり返金します。

記

1 返還の必要が生じた理由

委託業務の実施に要した費用が概算払¹により支払を受けた金額を下回り、過払金が生じたため。

2 返還額

金 **, ***, ***円

3 本委託研究に係る委託契約額等

(1) 委託契約額	** , ***, ***円
(2) 概算払額	** , ***, ***円
(3) 確定額	** , ***, ***円
(4) 過払額 (返還額)	** , ***, ***円

以上

¹ 概算払の確定通知書を添付すること。

{文書番号}

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

設備等一時使用報告書

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の設備等の一時使用について、契約書第25条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

設備等一時使用報告書

(記載例)

番号	設備等の名称	設備等の取得日	一時使用の方法	一時使用する者の所属・氏名	一時使用の期間	一時使用の目的	備考（一時使用に係る取決め等）
1	〇〇装置	R4/6/1	貸付	〇〇大学 〇〇学部 〇〇 〇〇	R4/10/1 - R4/10/31	〇〇に関する研究開発において、 〇〇の測定を行うため	
2	××装置	R4/8/1	転用	××大学 ××学部 ×× ××	R4/12/1 - R4/12/3	××に関する研究開発において、 ××の計算を行うため	

{文書番号}

令和 * * 年 * * 月 * * 日

官署支出官

総務省大臣官房会計課長 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

取得財産¹明細表提出書

令和 * * 年 * * 月 * * 日付け令和 * * 年度 {契約番号} 「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の取得財産の明細表について、契約書第 2 5 条第 3 項に基づき、別紙のとおり提出します。

¹ 取得財産明細表の対象となる取得財産は、製作又は購入した物の場合は、委託研究業務の実施に直接必要な物品（但し、取得単価が 10 万円以上かつ使用期間が 1 年以上のもの）とする。当該取得財産の単価の計算に際して、利益排除をした場合には利益排除後の単価を記載すること。

取得財産明細表

令和 * * 年度 {契約番号} 「{研究開発課題名}」

名称	規格	数量	単価 (税込) 円	金額 (税込) 円	取得年月日	保管場所	備考 ¹

¹ 秘匿すべきノウハウの指定を受けたものが物品に含まれる場合などは、その旨を記載すること。

[文書番号]

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

外部発表投稿票

令和**年**月**日付け令和**年度[契約番号]「[研究開発課題名]」研究開発委託契約による委託業務の研究成果の発表又は公開¹について、契約書第30条第2項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

発表題名			
発表者 ² 所属			
発表（予定）日	令和**年**月**日	<input type="checkbox"/> 発表確定日	<input type="checkbox"/> 発表予定日
		<input type="checkbox"/> 現在投稿中（採否未定）	
発表分類の選択 （○を付ける）	1. 査読付き誌上発表論文 2. 査読付き口頭発表論文 3. その他の誌上発表 (印刷物を含む。)	4. 口頭発表 5. 国際標準提案 6. 報道発表	7. 社外展示会 8. 社内展示会 9. その他
発表分類の詳細 ³			
発表概要 ⁴			
委託業務との関係 ⁵			
知的財産権処理状況（出願予定日、出			

¹ 研究成果を発表又は公開する場合は、当該研究成果が総務省の委託業務の結果得られたものであることを明示すること。特に論文の謝辞や論文投稿時においては、「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について」（令和2年1月14日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に従い、体系的番号を付すること。

² 主たる発表者に「○」印を付すこと。

³ ①学会、会議、投稿先等の名称、②開催地や発表場所、③開催期間等を記載すること。

⁴ 投稿論文、開催案内等の外部発表を行うことが確認できる資料を添付すること。

⁵ 発表又は公開する研究成果に関係する委託業務の実施項目等を記載すること。

願番号等) ⁶	
備考	

⁶ 関連出願は、原則として発表前に済ませておくこと。

{文書番号}

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

封印申請書

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の発明等及びコンテンツの封印について、契約書第34条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 封印事項

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」の締結時における当機関所有の当該研究開発に係る技術情報

2 封印の実施

〇〇¹を代理人として封印を行う。

3 封印物のリスト

様式13別紙のとおり。

4 封印後の保管

封印物のリスト及び封印物は、〇〇²において総務省の指示があるまで責任をもって保管する。

以上

¹ 氏名、所属、役職及び連絡先を記載すること。

² 研究機関の名称を記載すること。

封印物のリスト

令和 ** 年度 {契約番号} 「{研究開発課題名}」

整理番号	技術情報の名称	関連資料の名称又は番号等
	〇〇〇〇の製造条件	1234 (スペック)
	〇〇〇〇の製造法	〇〇技法第〇号
	△△△△の製造法	321A (図面)
	〇〇△△の製造法	特許出願準備中 ¹

¹ 出願準備中のものは関連資料の封印を行うこと。

{文書番号}

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

知的財産権確認書

{研究機関の名称}（以下「乙」という。）は、総務省（以下「甲」という。）に対し、令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の知的財産権について、契約書第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり遵守します。

記

- 1 乙は、令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」（以下「本研究開発」という。）に係る研究成果又はコンテンツを得た場合は、遅滞なく、当該研究開発委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告すること。
- 2 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で本研究開発の研究成果又はコンテンツに係る知的財産権を利用する権利を甲に許諾するものとし、甲は乙の承諾を得ずに当該権利を第三者に利用させることができること。
- 3 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 4 乙は、甲が上記3に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合は甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出すること。
- 5 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において当該知的財産権を排他的に利用する権利の設定若しくは移転（以下「専用実施

権等の設定等」という。)の承諾をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けること。

イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。)をいう。)又は認定TLO(同法第11条第1項の認定を受けた者をいう。)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

6 乙は、甲が知的財産権の利用状況調査を行う場合に、これに対して協力すること。

以上

{文書番号}

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

産業財産権出願報告書¹

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の産業財産権の登録等の出願について、契約書第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 出願国
- 2 出願に係る産業財産権の種類²
- 3 得られた研究成果等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 出願人
- 7 代理人

¹ 申請の場合は、この様式に準じて記載すること。

² 特許協力条約に基づく国際出願の場合は「PCT 国際出願」と記載すること。また、各国への出願の際には、出願国ごとにこの様式を作成して報告すること。

8 優先権主張³

以上

³ 優先権主張（次のいずれに該当するか）の別、優先権主張番号及び優先日を記載すること。

- ①国内優先権主張：特許法第41条第1項若しくは実用新案法第8条第1項の規定による優先権主張又は受託者の属する国の知的財産権に関する法律で定める優先権主張
- ②パリ条約で定める優先権主張

{文書番号}

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

産業財産権報告書

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の産業財産権の登録等の状況について、契約書第37条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 出願等に係る産業財産権の種類
- 2 得られた研究成果等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
- 6 代理人
- 7 登録日
- 8 登録番号
- 9 産業財産権出願報告書報告年月日

以上

{文書番号}

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

著作物報告書

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の著作物について、契約書第37条{第4項又は第5項}の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 著作物の種類¹
- 2 著作物の題号
- 3 著作者の氏名（名称）
- 4 著作物の内容

以上

¹ プログラム、データベース、コンテンツ又はその他の別を記載すること。

[文書番号]

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

知的財産権利用等届出書

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の知的財産権の利用等について、契約書第37条第6項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 利用又は改変した知的財産権

知的財産権の種類 ¹ 及び番号 ²	知的財産権の名称 ³

2 利用（第三者は利用許諾した場合）

利用の有無 ⁴	利用主体 ⁴
有・無	自己・第三者

¹ 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権のうち、該当するものを記載すること。

² 当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願番号若しくは申請番号を記載すること。

³ 以下①～③の該当する事項の内容を記載すること。

① 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

② 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

③ プログラム等又はコンテンツについては、技術上の成果の名称

⁴ 該当する項目を○で囲むこと。

3 改変（自らの利用又は第三者に利用許諾のため）

改変の有無 ⁴	改変の内容 ⁵
有・無	

以上

⁵ 改変の目的（自らの利用のため、第三者の利用許諾のため等）、内容等を記載すること。

{文書番号}

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

知的財産権移転承認申請書

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の知的財産権の移転について、契約書第38条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 知的財産権の種類¹
- 2 知的財産権の名称²
- 3 移転先³
- 4 知的財産権等を移転する理由及び移転先における利用の計画⁴
- 5 移転を妥当とする理由⁵

以上

¹ 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権のうち、該当するものを記載すること。

² 以下①～③の該当する事項の内容を記載すること。

① 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

② 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

③ プログラム等又はコンテンツについては、技術上の成果の名称

³ 移転先の名称、住所、代表者、担当者、連絡先等を記載すること。

⁴ 移転先における知的財産権等の利用の計画を以下に従い具体的に記載すること。

① 移転先（移転先から利用許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が国内の事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等。以下同じ。）で当該知的財産権を利用する場合

・ 当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の具体的な計画

・ 当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績 等

② 移転先が海外の事業活動において当該知的財産権を利用する場合

・ 当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画

・ 当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績 等

・ 移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ（国際分業戦略等）

・ 知的財産権等の移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み 等

⁵ 我が国の産業競争力確保及び強化、安全保障貿易管理等の観点から具体的に記載すること。

{文書番号}

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

知的財産権移転通知書

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の知的財産権の移転について、契約書第38条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 移転した知的財産権の種類¹
- 2 移転した知的財産権の名称²
- 3 移転先³
- 4 移転の根拠⁴
 - (1) 契約書第38条第2項の規定に基づく国の承認⁵
 - (2) 承認が不要
 - イ 子会社又は親会社への移転であるため
 - ロ 承認TLO又は認定TLOへの移転であるため
 - ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
 - ニ 合併又は分割による移転であるため

以上

¹ 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権のうち、該当するものを記載すること。

² 以下①～③の該当する事項の内容を記載すること。

①発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

②回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

③プログラム等又はコンテンツについては、技術上の成果の名称

³ 移転先の名称、住所、代表者、担当者、連絡先等を記載すること。

⁴ 該当する項目を○で囲むこと。

⁵ 承認書の写しを添付すること。

{文書番号}

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住所}

{名称}

{契約者氏名}

知的財産権専用実施権等設定承認申請書

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の知的財産権の専用実施権等設定等について、契約書第39条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 専用実施権等¹の設定等を行いたい知的財産権について

知的財産権の種類 ² 、番号 ³ 及び名称 ⁴	設定の範囲（地域・期間・内容）

2 専用実施権等の設定等を受ける者⁵3 専用実施権等を設定する理由及び専用実施権等の設定を受けた者における知的財産権等の利用の計画⁶

¹ 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権をいう。著作物の著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

² 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権のうち、該当するものを記載すること。

³ 当該種類に係る設定登録番号を記載すること。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合は、出願番号又は申請番号を記載すること。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合は管理番号（管理番号を付している場合）を記載すること。

⁴ 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類を記載すること。また、著作物に係る著作権については、著作物の題号を記載すること。

⁵ 設定を受ける者の名称、住所、代表者、担当者、連絡先等を記載すること。

⁶ 専用実施権等の設定を受けた者における知的財産権等の利用の計画を以下に従い具体的に記載すること。

①専用実施権等の設定を受けた者が国内の事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等。以下同じ。）で当該知的財産権を利用する場合

4 専用実施権等の設定を妥当とする理由⁷

以上

・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の具体的な計画
・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績 等

②専用実施権等の設定を受けた者が海外の事業活動において当該知的財産権を利用する場合

・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績 等
・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ（国際分業戦略等）
・専用実施権等の設定により専用実施権等の設定を行った者及び我が国にもたらされる利益の見込み 等

⁷ 我が国の産業競争力確保及び強化、安全保障貿易管理等の観点から具体的に記載すること。

[文書番号]

令和**年**月**日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住所}

{名称}

{契約者氏名}

知的財産権専用実施権等設定通知書

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務の知的財産権の専用実施権等について、契約書第39条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 専用実施権等¹の設定等を行った知的財産権について

知的財産権の種類 ² 、番号 ³ 及び名称 ⁴	設定の範囲（地域・期間・内容）

2 専用実施権等の設定等を受けた者⁵3 専用実施権等の設定の根拠⁶(1) 契約書第39条第2項の規定に基づく国の承認⁷

¹ 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権をいう。著作物の著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

² 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権のうち、該当するものを記載すること。

³ 当該種類に係る設定登録番号を記載こと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合は、出願番号又は申請番号を記載すること。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合は管理番号（管理番号を付している場合）を記載すること。

⁴ 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類を記載すること。また、著作物に係る著作権については、著作物の題号を記載すること。

⁵ 設定を受けた者の名称、住所、代表者、担当者、連絡先等を記載すること。

⁶ 該当する項目を○で囲むこと。

⁷ 承認書の写しを添付すること。

(2) 承認が不要

- イ 子会社又は親会社への専用実施権等の設定であるため
- ロ 承認TLO又は認定TLOへの専用実施権等の設定であるため
- ハ 技術研究組合から組合員への専用実施権等の設定であるため

以上

{文書番号}

令和 * * 年 * * 月 * * 日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官 殿

{住 所}

{名 称}

{契約者氏名}

知的財産権放棄報告書

令和 * * 年 * * 月 * * 日付け令和 * * 年度 {契約番号} 「{研究開発課題名}」 研究開発委託契約による委託業務の知的財産権の放棄について、契約書第 4 0 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 放棄する知的財産権の種類¹及び番号²
- 2 放棄する知的財産権の名称³
- 3 当該知的財産権の放棄予定日

以上

¹ 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権のうち、該当するものを記載すること。

² 当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号を記載すること。

³ 以下①～④の該当する事項の内容を記載すること。

① 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

② 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

③ プログラム等又はコンテンツについては、技術上の成果の名称

④ プログラム等及びコンテンツを除く著作物については、その名称

****年度 予算計画書
 (研究課題名) ○○○○○○○○○○○○○
 (研究機関名) ○○○○

項 目	積算内容	金額 [円]
I. 物品費	例)	0
1. 設備備品費	機器名 (単価・個数を記載、 リース・レンタルの場合は期間も記載)	**, **
2. 消耗品費	研究試料 *, **円×数量	**, **
II. 人件費・謝金		0
1. 人件費	研究員 *, **円×**人・時	**, **
	研究補助員 *, **円×**人・時	**, **
2. 謝金	○○に関する謝金	**, **
III. 旅費		0
1. 旅費	(香港-L.A.間) **, **円×*人・回	**, **
2. 委員等旅費	(東京-大阪間) **, **円×*人・回	**, **
IV. その他		0
1. 外注費	保守費、改造修理費、業務請負等	**, **
2. 印刷製本費	印刷・製本代等	**, **
3. 会議費	会場借料等	**, **
4. 通信運搬費	回線使用料 *, **円×12ヶ月	**, **
5. 光熱水料	光熱費 *, **円×12ヶ月	**, **
6. その他 (諸経費)	※詳細に記入のこと。	**, **
7. 消費税相当額	※非課税取引となる経費の消費税相当分	0
直接経費	I + II + III + IV	0
(壹円未満は端数切捨)		
V. 間接経費	(I + II + III + IV) × (間接経費率 30%)	0
VI. 総 額	I + II + III + IV + V	0

(注1) 積算方法は「情報通信分野における研究開発委託契約経理処理解説」に基づき行うこと

(注2) 金額の算出及び端数処理は、特段の理由がない限り、関数を使用して行うこと

研究分担者経歴説明書¹

令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」(令和**年**月**日現在)

- ・氏名(ふりがな) ○○ ○○ ()
- ・生年月日(年齢) 西暦****年**月**日生(**才)
- ・国籍 ○○
- ・所属研究機関 ○○大学
- ・所属部署 ○○学研究科 ○○専攻 ○○室
- ・所属機関所在地 〒*-** ○○県○○市***丁目*番**号
- ・役職 ○○
- ・上記所属研究機関以外に兼職・兼業する機関及び役職(外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)
- (例) 20**年 4月 ○○法人 ○○
- ・電話 (**) ** - ** ** *
- ・E-mail ***@****.***
- ・学位 ○○学 ○○士(○○大学、○○専攻、**年取得)
- ・研究者番号² *****
- ・エフォート³ **%

(根拠:年間総仕事時間:**時間、本研究開発従事時間**時間)

- ・研究者個人に関する研究キーワード(5つまで)

・研究者経歴及び受賞歴

- (例) 19**年 3月**日 ○○大学○○学部○○学科卒業
- 19**年 3月**日 ○○大学大学院○○学研究科○○専攻修士課程修了
- 19**年 3月**日 博士号取得(○○学博士○○専攻)
- 19**年 3月**日 ○○大学大学院○○学研究科○○専攻博士課程単位取得中退
- 19**年 4月**日 ○○○○株式会社 入社
- 19**年 4月**日 ○○○○株式会社 ○○研究所 ○○研究室配属
○○の研究開発に従事
- 19**年 4月**日 ○○○○株式会社 ○○研究所 ○○研究室 主任研究員
- 19**年 4月**日 ○○○○株式会社 ○○研究所 ○○研究所長
- 19**年 4月**日 ○○大学大学院○○学研究科 助教授
- 19**年 4月**日 ○○受賞
- 20**年 4月**日 ○○大学大学院○○学研究科 教授

¹ 研究分担者ごとに作成すること。² e-Rad(府省共通研究開発管理システム)の8桁の研究者番号を記入すること。³ 年間の仕事時間を100%として当該研究開発に従事する時間の割合(%)を記載すること。標準的な1日の仕事時間は所属する研究機関が定めている正規の就労時間(通常8時間程度)とし、残業によって生じる研究時間を含むことも可とする。また、その根拠となる年間の仕事時間と本研究開発に従事する時間も記入すること。

令和**年**月**日

委任状

{住所}

{名称}

{契約者氏名}

令和**年**月**日付け令和**年度{契約番号}「{研究開発課題名}」研究開発委託契約による委託業務について、下記のとおり代理人を指名し、契約書で定める手続を行う権限を委任します。

記

1 権限

契約書第**条第**項に定める手続に関する一切の権限

2 代理人¹

以上

¹ 氏名、所属、役職及び連絡先を記載すること。

記載例

委任状

{住所}
{名称}
{契約者氏名}

令和**年**月**日付け令和**年度[契約番号]研究開発課題「[研究開発課題名]」研究開発委託契約による委託業務について、下記のとおり代理人を指名し、契約書で定める手続を行う権限を委任します。

記

1 権限

契約書第37条第1項及び第37条第3項に定める手続に関する一切の権限

2 代理人¹

以上

[補足] 以下の様式で処理する手続について委任状を使用することが可能。

様式12	外部発表投稿票（第30条第2項関係）
様式13	封印申請書（第34条第1項関係）
様式14	知的財産権確認書（第35条第1項関係）
様式15	産業財産権出願報告書（第37条第1項関係）
様式16	産業財産権報告書（第37条第3項関係）
様式17	著作物報告書（第37条第4項、第5項関係）
様式18	知的財産権利用等届出書（第37条第6項関係）
様式19-1	知的財産権移転承認申請書（第38条第2項関係）
様式19-2	知的財産権移転通知書（第38条第3項関係）
様式20-1	知的財産権専用実施権等設定承認申請書（第39条第2項関係）
様式20-2	知的財産権専用実施権等設定通知書（第39条第3項関係）
様式21	知的財産権放棄報告書（第40条関係）

¹ 氏名、所属、役職及び連絡先を記載すること。